



4年ぶりの中国出張

～中国の無効審判出廷と 中国イノベーションシティでのセミナー～

1. はじめに

コロナ禍を乗り越え、日本で新型コロナが第5類に分類された直後の2023年6月に中国北京市へ、同年9月には深圳（しんせん）市へ出張して参りました。コロナに振り回されたここ数年はプライベートでも母国の中国に行ったことがなかったので、久々に帰国して感じた変化を触れつつ、北京市と深圳市への出張経験を紹介させていただきます。

2. 北京市へのお出張

北京市には、担当していた中国特許の無効審判案件の口頭審理に出頭する等の目的で出張して参りました。コロナ終息後の今もオンラインで口頭審理が行われることが多いようですが、本件では同じ当事者の数件の無効審判案件が同じ合議体にて審理されたため、審判廷で纏めて口頭審理をすることが効率的と判断されたようです。



（当日口頭審理が行われた第4審判廷）

日本特許庁が本庁舎審判廷や別館審判廷を設けているように、中国特許庁も複数の審判廷を設けております。本件は中国特許庁の審判部本庁舎審判廷で行われ、コロナ禍期間中審判部全体が北京市郊外へ移転したので、新本庁舎を尋ねることができました。とても広い敷地内に立派な建物が複数立ち並んでおり、審判業務庁舎という2号庁舎に審判廷が設けられておりました。「審判廷出入口」の表示が割りと小さく目立たなかったのですが、警備員が丁寧に案内してくれたので、迷子にならず無事目的地までたどり着きました。



（中国特許庁審判部の審判業務庁舎）

口頭審理自体は、両当事者の代理人がマスクを付けることもなく、活発な反論を交わす等、従前と変わりはありませんでしたが、庁舎内に傍聴人の姿がみられず、訪問者が少ないためか物寂しい雰囲気が漂っていました。

今回の出張で北京は従前より閑散とした印象を受けました。到着した北京首都国際空港

には旅客数が少なく、北京市の最も中心部にある天安門エリアにも外国人観光客の姿が殆ど見られず、現状入国制限が厳しいままの中国へ入国する際に日本人を含め外国人はビザが必要であることがその理由の1つかと思われました。また、従前は何時も渋滞していた大通りもスムーズに通ることができ、夜遅くまで賑やかだった飲食店も早い時間に閉まってしまう等、コロナ禍を経た人々の働き方とライフスタイルの変化も覗えました。

3. 深圳市への出張

世界最先端の技術を生み出している深圳。その深圳では知財活動も活発であり、深圳市市場監督管理局（知的財産権局）と深圳市特許協会が推進している海外における知的財産保護への取り組み及び権利行使に関する教育プロジェクトのセミナーに、私共TMIから2名の弁理士がスピーカーとして登壇して、日本の特許権侵害訴訟に関する制度や動向、判例を紹介させていただきました。



深圳市は香港と隣接し、通信機器大手のHUAWEI（華為）、IT大手のTencent（騰訊）、電気自動車（EV）大手のBYD（比亞迪）等、数多くの中国大企業が本社を構える、世界でも有数のイノベーションシティであります。中国全土から若く優秀な人材が集まってきて、住民の平均年齢が30歳前半と、街全体が大変若いことも特徴的です。久々に尋ねた深圳は相変わらず活気に満

ちて賑やかでした。深圳に行く度に、私はこのような熱気にパワーを貰います。

今回の出張では、EVの普及がより進んだ印象を受けました。流石中国EV最大手のBYDの本拠地の深圳。タクシーや路線バスは全て同社のEVで、自家用車も日米欧メーカーのものが前よりだいぶ減っていました。また、もう一点強く感じられたのは、スマホ決済の普及です。中国ではTencent社のWechatpayとAlibaba社のAlipayの2つQRコード決済アプリが主流であり、深圳では普及率がなんと100%だそうです。深圳に到着した初日に乗ったタクシーの運転手から「ここ一年以上現金を見たことがない」と言われました。何だか現金を使うのが迷惑行為のように感じてしまいました。

4. おわりに

日本に移住して早いのももう11年。これからも日中両国の橋渡しとなれるよう精進してまいります。

筆者紹介

韓 明花（カン メイカ）

中国出身。2008年中国の事務所を経て、2012年来日、同年よりTMI総合法律事務所勤務。2010年中国弁理士資格取得、2018年日本弁理士登録。日・中の特許出願、係争業務を中心に、特許関連業務を幅広く担当。